



厚生労働省福島労働局発表
平成 30 年 1 月 25 日
交付式終了後解禁

担
当

福島労働局雇用環境・均等室
室 長 佐藤 央子
室長補佐 津田 丈治
TEL 024-536-4609

えるぼし「女性活躍推進法に基づく厚生労働大臣認定」取得

～福島労働局において認定通知書交付式を開催します～

社会福祉法人 福島県社会福祉事業団

(理事長 太田 健三、 西郷村、 医療・福祉)



- 1 福島労働局（局長 島浦 幸夫）は、社会福祉法人 福島県社会福祉事業団（理事長 太田 健三）から申請を受けた「女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定」について審査した結果、申請企業における女性の活躍推進のための取組が認定基準の全評価項目（①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④女性管理職比率、⑤多様なキャリアコース）を満たすことから、最も高い認定段階である「第3段階」に認定しました（認定事業主の概要について資料1、認定制度の概要については資料2、これまでに認定を受けた事業主の名簿は資料3、4参照）。

これにより、同法人は、平成28年4月1日に女性活躍推進法が施行されて以降、福島県内で5件目の認定事業主（「第3段階」認定は3件目）になります。

- 2 認定事業主には、認定通知書が交付されるほか、「認定マーク（通称えるぼしマーク）」を企業の商品や広告に使用することができます（本件においては「第3段階」認定のため、「三つ星」のえるぼしマークが使用できます）。
- 3 認定事業主に対する「認定通知書交付式」を、下記により開催します。

○日 時：平成30年1月31日（水） 15：00～

○場 所：福島合同庁舎3階共用会議室（福島市霞町1-46）

※認定事業主への事前取材、交付式の取材、交付式後の取材いずれも可能です。

（添付資料）

- 資料1 認定事業主の取組の概要
- 資料2 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）とは？
- 資料3 認定を受けた企業名簿（福島県内）
- 資料4 認定を受けた企業名簿（全国）

社会福祉法人 福島県社会福祉事業団（西郷村）

- 代表者 理事長 太田 健三
- 事業内容 医療・福祉
- 労働者数 724人（男性 270人、女性 454人）



認定企業における女性の活躍推進のための取組の概要は次のとおりです。

1. 職員の採用において、女性の競争倍率が男性の競争倍率より低く、女性の採用が進んでいます（本部職員 介護職 女性1.37倍、男性1.68倍）。
2. 職員の継続就業状況について、女性の平均勤続勤務年数が、男性より長く、男女ともに働き続けやすい職場になっています（直近の事業年度において、本部職員 介護職が女性12.7年、男性10.5年）。
3. 直近の事業年度において、正職員の各月の時間外・休日労働の時間数の合計が平均4時間以下と、仕事と生活が両立しやすい職場になっています。
4. 管理職（課長級）に占める女性の割合が61.3%と産業平均値の43.9%を大きく上回り、女性の登用が進んでいます。
5. 直近の3事業年度において、女性の非正規職員から正職員への転換実績が23人、おおむね30歳以上の女性の正職員採用実績が9人と多様なキャリアコースが実施されています。

<事業主からのコメント>

この度、女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主として、全ての認定基準を満たした「3つ星のえるぼし」を認定いただきました。

当福島県社会福祉事業団は、昭和42年に設立し、本年度で創立50周年を迎えた社会福祉法人であり、福島県の福祉行政の一翼を担い、一貫して高齢者及び障がい者等に対する支援に努めて参りました。

それを支え続けたのは700名を超える一人一人の職員であり、男女の区別なく、それぞれの適性に応じた能力を発揮できる職場環境づくりを目指して参りました。

今後も、職員の声にしっかりと耳を傾け、明るくて楽しい、そして働きやすい職場であり続けるとともに一層の「ワーク・ライフ・バランス」の推進に努めて参ります。